

雪対策についてのお知らせ

除雪作業中の事故防止について

屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いで発生しています。事故を防ぐためにも「除雪作業の事故防止10箇条」を守り、安全な除雪作業を心がけましょう。

除雪作業の事故防止10箇条

- ①作業は家族、隣近所にも声をかけて2人以上で！
- ②建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ③晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- ④はしごの固定を忘れずに！
- ⑤除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジンを切ってから！
- ⑥低い屋根でも油断は禁物！
- ⑦作業開始直後と疲れたところは特に慎重に！
- ⑧面倒でも命綱とヘルメットを！
- ⑨命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- ⑩作業のときには携帯電話を持っていく！

冬期間の空家適正管理について

空家の屋根に積もった雪を放置すると、隣家や通行人への落雪被害など、周辺地域に大きな被害・悪影響をおよぼします。また、長期間放置されている空家は、老朽化が進行すると屋根雪により倒壊するおそれがあり大変危険です。市内に空家をお持ちの方は、定期的に屋根の雪下ろしを行うなど、冬期間における空家の適正管理に努めてください。また、空家の周辺地域の方は、屋根雪が積もっている空家には近づかない、用心して通行するなど、日頃からご注意ください。

問 総務課 内線2116

「障害者控除対象者認定書」の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

対象となる要件 満65歳以上で介護保険要介護認定を受けている方（要支援1・2を除く）。

*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。

*ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険要介護4または要介護5と認定されている方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

交付を受けるには

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入の上、対象者の方の介護保険被保険者証（写し可）、申請者の方の身分証明書および印鑑を持参し、介護福祉課、各総合支所総合窓口係へお申し込みください。なお、申請書（様式第1号）は各窓口および市ホームページから入手できます。「障害者控除対象者認定書」は、後日、申請者に郵送します。

問 介護福祉課 内線2459

複合経営・六次産業化支援事業について

市では、認定農業者が稲作と野菜等の複合経営へ取り組む場合、または六次産業化に取り組む場合に、その経費を助成します。

助成対象 世帯員に認定農業者（認定新規就農者）のいる経営体とし、次のとおり優先順位を設けます。

複合経営

- ①稲作単一経営を行っている農家が、新たに複合経営に取り組む場合
- ②すでに複合経営に取り組んでいる農家が、新たな野菜等を作付する場合
- ③すでに複合経営に取り組んでいる農家が、野菜等の規模拡大に取り組む場合
- ④平成28年度に本事業で助成を受けた農家が、事業を継続して取り組む場合

六次産業化

- ①農家が、新たに六次産業化に取り組む場合
- ②すでに六次産業化に取り組んでいる農家が、新たな作物による商品開発に取り組む場合
- ③平成28年度に本事業で助成を受けた農家が、事業を継続して取り組む場合

助成対象経費等

▷複合経営（野菜等の種苗費、資材・機械購入費、土壤診断費）＝補助率2分の1以内、上限20万円

▷六次産業化（新商品開発のための研修経費、新商品製造のための資材・機械購入費）＝上限20万円

面積要件 複合経営について、野菜等の作付面積で新規導入分を含め、露地10a以上、施設80坪以上を要件とします。

申請締切 1月31日(水)

問 農林水産課 内線2522

市民税・県民税申告のお知らせ

申告手続きにはマイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要になっています（申告書には、扶養親族および事業専従者のマイナンバーの記載も必要ですが、これらの方々は番号確認書類のみ必要です）。

*申告の日程・マイナンバーの取り扱い等、詳細については、本紙と同時配布の「平成30年度市民税・県民税申告のお知らせ」をご覧ください。こちらは、市ホームページにも掲載しているほか、税務課や各総合支所窓口にも備え付けていますのでご利用ください。

平成30年度（平成29年分）の申告受付は2月5日（月）からです。忘れずに申告しましょう。

問 税務課 内線2225

金木総合支所総合窓口係 内線3114

市浦総合支所総合窓口係 内線4014